

陳情第3号

「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書

(陳情趣旨)

流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定することなくデジタルデータで保存することを前提に、保存期間を現行の5年間から延長することを求めます。

流山市では新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種が令和3年4月から開始されて以降、予防接種法や国の実施要領に基づき、接種後5年間の予診票等の管理・保存が行われています。この5年間の保存期間が、令和8年度にかけて初期分から順次到来し、保存期限切れとなる予診票が生じる見込みです。

予診票には、接種当日の体温、既往歴、体調、医師の判断など、電子的な接種記録には含まれない情報が記載されています。これらの情報は、もし健康被害や副反応に関する相談や申請があった場合に、その時点での状況を確認する補助資料として重要です。

そのため、多くの予診票が廃棄される前に、保存期間の延長について判断することが望ましいと考えます。

なお、本陳情は、紙の予診票をそのまま長期間保存することを求めるものではありません。現在、行政全体においてペーパーレス化・業務効率化が進められています。スキャン等によるデジタルデータ化を前提とすることで、予診票の保管スペースや物理的な管理負担を抑制しつつ、長期保存を可能にします。

保存期間の延長やデジタルデータ保存は、国や他の自治体でも議論していたり、すでに実施されている事例もあります。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定せずデジタルデータとして保存し、保存期間を現行の5年間から延長すること。
- 2 保存期間の延長にあたっては、国の動向や他の自治体の事例を参考にしつつ、市民の健康に関する将来的な問い合わせや確認に十分対応できる期間とすること。

2026年2月5日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様